

添付書類事項 送付年月日確認 整理番号 事務所 管理番号 申告区分

受付印 令和 年 月 日 法人番号 この申告の基礎 申告年月日 法人税の和 修正・更正・決定 再更正による。 所在地 (本府が支店等の場合は本店所在地併記) (電話) (ふりがな) 代表者氏名 (ふりがな) 経理責任者氏名 期末現在の資本金の額 (解散日現在の額) 事業種目 期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合計額 (解散日現在の額) 資本金の額が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの 非中小法人等 (ふりがな) 期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合計額 期末現在の資本金等の額 法人区分 イに掲げる法人

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 事業年度分 の 道府県民税 の 事業税 の 申告書 ※

(事業税)

Table with columns: 摘要, 課税標準, 税率, 税額, 税額, 備考. Rows include: 所得金額総額別表535, 所得割, 付加価値額, 資本金等の額, 収入金額, 合計事業税額, 特別法人事業税, 差引.

(道府県民税)

(特別法人事業税)

関与税理士名 (電話) イに掲げる法人

税率一覧

■法人府民税（均等割）の税率表

法人等の区分	均等割額（年額）	
	平成13年4月1日以後に開始する事業年度	
資本金等の額が1千万円以下である法人など（注）	20,000円	
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	75,000円	
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	260,000円	
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	1,080,000円	
資本金等の額が50億円を超える法人	1,600,000円	

※1「資本金等の額」とは、「法人税法第2条第16号に規定する額から無償増減資等の額を加減算した額」と「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」のいずれか高い金額をいいます。
 なお、保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として地方税法施行令第6条の24の規定により算定した金額をいいます。
 ※2「資本金等の額」は、事業年度終了の日（ただし、中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日）現在の額で判定します。

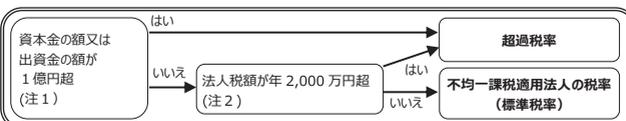
（注）

- 公共法人・公益法人等（地方税法第25条第1項の規定により均等割を課することができない法人を除きます。）
- 人格のない社団等（地方税法第24条第6項の規定の適用がある場合に限り、）
- 一般社団法人・一般財団法人
- 資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除きます。）を含みます。

■法人府民税（法人割）の税率表

税率区分	税率（%）	
	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度
超過税率	2	4.2
不均一課税適用法人の税率（標準税率）	1	3.2

超過税率・不均一課税適用法人の税率（標準税率）の適用判定表



（注1）資本金の額又は出資金の額が1億円超であるかどうかは、事業年度終了の日（中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日）現在の額で判定します。なお、保険業法に規定する相互会社は、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人として判定します。
 （注2）法人税額が年2,000万円超であるかどうかは、課税標準となる法人税額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人については分割前の法人税額）（申告書第6号様式又は第6号様式（その2）の「⑤欄」に記載すべき額）によって判定します。なお、事業年度が1年に満たない場合は、課税標準となる法人税額が算式「2,000万円×事業年度の月数÷12月」により算出した額を超えるかどうかで判定します。この場合の事業年度の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。

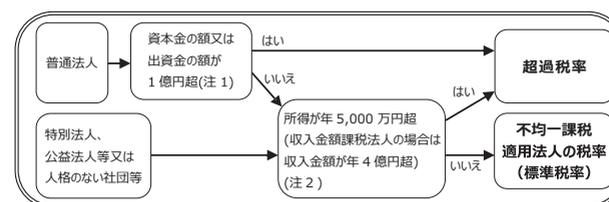
■法人事業税の税率表

法人の種類	所得等の区分	税率（%）					
		事業年度開始の日					
		R4.4.1~	R2.4.1~ R4.3.31	R1.10.1~ R2.3.31	H28.4.1~ R1.9.30		
① 所得金額課税法人 (法第72条の2第1項第1号ロ)	所得割	①-1 普通法人(注1)、公益法人等、人格のない社団等	適軽用減税法税率	年400万円以下の所得	超過 3.75 標準 3.5	3.65 3.4	
			年400万円を超え年800万円以下の所得	超過 5.665 標準 5.3	5.465 5.1		
			年800万円を超える所得	超過 7.48 標準 7	7.18 6.7		
			軽減税率不適用法人	超過 7.48 標準 7	7.18 6.7		
			①-2 特別法人(注1-2)	適軽用減税法税率	年400万円以下の所得	超過 3.75 標準 3.5	3.65 3.4
		年400万円を超える所得	超過 5.23 標準 4.9	4.93 4.6			
		軽減税率不適用法人	超過 5.23 標準 4.9	4.93 4.6			
		② 外形標準課税適用法人 (同項第1号イ)	適軽用減税法税率	年400万円以下の所得	超過 3.75 標準 3.5	0.495 0.4(注4)	0.395 0.3(注4)
			年400万円を超え年800万円以下の所得	超過 0.835 標準 0.7(注4)	0.635 0.5(注4)		
			年800万円を超える所得	超過 1.18 標準 1(注4)	0.88 0.7(注4)		
軽減税率不適用法人	超過 1.18 標準 1		0.88 0.7(注4)				
付加価値割	超過 1.26(注5)						
③ 電気供給業(④及び⑤を除く)、導管ガス供給業、保険業又は貿易保険業を行う法人 (同項第2号)	収入割	超過 1.065		0.965			
		標準 1		0.9			
④ 小売電気事業等・発電事業等及び特定卸供給事業を行う法人(⑤以外の法人) (同項第3号ロ)	収入割	超過 0.8025		本表の③を参照			
		標準 0.75					
		超過 1.9425					
		標準 1.85					
⑤ 小売電気事業等・発電事業等及び特定卸供給事業を行う外形標準課税適用法人 (同項第3号イ)	収入割	超過 0.8025		本表の③を参照			
		標準 0.75					
		付加価値割	超過 0.3885(注5)				
		資本割	超過 0.1575(注5)				
		超過 0.519					
⑥ 特定ガス供給業を行う法人 (同項第4号)	収入割	超過 0.48(注4)		本表の③を参照			
		標準 0.8085					
		超過 0.336					

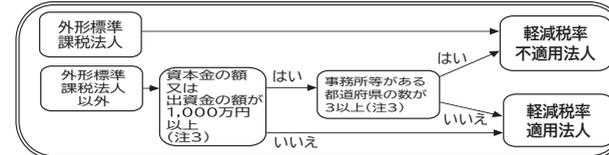
（注1）特別法人とは、協同組合、信用金庫、医療法人など地方税法第72条第24の7第7項に規定する法人をいい、普通法人とは、特別法人、公益法人等及び人格のない社団等以外の法人をいいます。
 （注2）特別法人のうち租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する協同組合等については、上表の税率区分に加えて、所得のうち年10億円を超える金額に係る法人事業税の税率は次のとおり適用されます。
 ・令和元年10月1日以後に開始する事業年度分：6.095%（標準税率5.7%）
 ・平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度分：5.895%（標準税率5.5%）
 （注3）令和4年4月1日以後に開始する事業年度から外形標準課税適用法人は軽減税率不適用法人です。
 （注4）特別法人事業税の基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算に用います。
 （注5）資本金が1億円以下かつ、資本金+資本剰余金の額が10億円を超える法人で、外形標準課税が適用される場合の税率は大阪府のホームページをご確認ください。（令和7年4月1日以後開始事業年度）

適用判定表

1. 超過税率・不均一課税適用法人の税率（標準税率）の適用判定



2. 「軽減税率不適用法人」に該当するかどうかの判定



（注1）資本金の額又は出資金の額が1億円超であるかどうかは、事業年度終了の日（中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日）現在の額で判定します。
 （注2）所得が年5,000万円超又は収入金額が年4億円超であるかどうかは、課税標準となる所得又は収入金額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては分割前の所得又は収入金額）（申告書第6号様式の「⑥欄」若しくは「⑦欄」に記載すべき額又は第6号様式（その2）の「⑥欄」、「⑦欄」若しくは「⑧欄」に記載すべき額（当該金額に1,000円未満の金額がある場合は、その端数を切り捨てた金額））によって判定します。なお、事業年度が1年に満たない場合は、課税標準となる所得又は収入金額が算式「5,000万円（又は4億円）×事業年度の月数÷12月」により算出した額を超えるかどうかで判定します。この場合の事業年度の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。
 （注3）軽減税率不適用法人に該当するかどうかは、事業年度終了の日（中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日）の現況により判定します。

■特別法人事業税の税率表

課税標準	法人の種類 (事業税の税率表の区分)	税率（%）		
		R4.4.1~	R2.4.1~ R4.3.31	R1.10.1~ R2.3.31
基準法人所得割額	①-1 所得金額課税法人（普通法人等）	37		
	①-2 所得金額課税法人（特別法人）	34.5		
基準法人収入割額	② 外形標準課税適用法人	260		
	③ 電気供給業(④・⑤を除く)等を行う法人	30		
	④・⑤ 小売・発電事業等を行う法人	40		
	⑥ 特定ガス供給業を行う法人	62.5		

税額 = 基準法人所得割額又は基準法人収入割額 × 税率

※基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税（所得割・収入割）の税額のことです。

※令和元年9月30日以前に開始する事業年度は、地方法人特別税が適用されます。

地方法人特別税の税率については、大阪府のホームページをご覧ください。

大阪府ホームページ：府税あらかると「税率一覧」

